

免 許	受胎調節実地指導員 富山県発行指導員証(標識)は交付まで1ヶ月程度			
窓 口	<p>①富山市内在住者は、富山市保健所</p> <p>②申請手数料は、富山県HP 「受胎実地指導員」の手数料の納付方法 1オンライン納付 又は 2手数料収納窓口で納付</p> <p>③手数料受付確認用紙は、富山県HPから印刷 又は 申請前に富山市保健所にて入手してください。</p> <p>④「受胎調節指導員指定証(標識)」のみ 申請後1ヶ月後に保健所から発送</p>			
	<p>1 オンライン納付(365日24時間対応オンライン支払)富山県電子申請サービスからの納付</p> <p>2 県手数料収納窓口で納付(使用日、時間制限あり)</p> <p>収納窓口は、富山県各警察署、富山県庁、富山県運転教育センター、マリエ富山等 県内19ヵ所</p>		<p>なお、富山県収入証紙は、 令和7年9月末で販売終了していますが 令和8年3月31日まで使用可能です。 (但し、手数料金額が不足している場合は使用不可)</p>	
手 続 き	(新規免許申請) 受胎調節実地指導員指定申請 (受胎調節実地指導員標識交付申請)	(本籍又は氏名を変更した場合) 受胎調節実地指導員指定証訂正申請	(損傷又は亡失した場合) 受胎調節実地指導員指定証(標識)再交付申請	受胎調節実地指導員 死亡(失そう)届
必 要 な 書 類 等	1. 受胎調節実地指導員 指定 申請書	1. 受胎調節実地指導員 指定証訂正 申請書	1. 受胎調節実地指導員 指定証再交付 申請書	1. 受胎調節実地指導員 死亡(失そう) 届 (手数料なし)
	2. 助産師、保健師又は看護師免許証 (原本)	2. 遅延理由書 (変更から30日を過ぎた場合)	2. 遅延理由書 (損傷又は亡失した日から30日を過ぎた場合)	2. 遅延理由書 (死亡(失そう)から30日を過ぎた場合)
必 要 な 書 類 等	3. 認定講習を終了したことを証する 書面(原本)	3. 戸籍抄(謄)本(発行日より6ヶ月以内)	3. 損傷した指定証又は写し(ある場合)	3. 指定証(原本)
	4. 免許手数料は、 4,000円 納付手続きは上記②参照のこと	4. 受胎調節実地指導員 指定証(原本)	4. 免許手数料は、 2,800円 納付手続きは上記②参照のこと	4. 標識交付を受けた場合は、 標識(原本)
	5. 受胎調節実地指導員 指定証の 申請 手数料受付確認用紙	5. 免許手数料は、 2,400円 納付手続きは上記②参照のこと	5. 受胎調節実地指導員 指定証の 再交付 手数料受付確認用紙	・申請者は戸籍法による死亡又は 失踪の届出義務者
	<p>標識交付申請する場合は、 (受胎調節実地指導員標識交付申請書) (免許手数料は、3,100円) (受胎調節実地指導員の標識の交付申請 手数料受付確認用紙)</p>		他府県から富山県に住所変更した場合のみ 受胎調節実地指導員住所変更届	受胎調節実地指導員 指定取消申請
	<p>・上記 2.及び3.の各原本は原本 証明したものを申請書に添付し、 原本は申請者に返却</p>		1. 受胎調節実地指導員 住所変更届(手数料なし) 2. 受胎調節実地指導員 指定証(原本) 原本証明したものを申請書に添付し 原本は、申請者に返却	1. 受胎調節実地指導員 指定取消申請書 (手数料なし)
備 考	<p>3. 遅延理由書(住民票移動日から10日 を過ぎた場合)</p>		3. 遅延理由書(住民票移動日から10日 を過ぎた場合)	2. 指定証(原本)
	<p>4. 住民票の写し(発行日より6ヶ月以内)</p>		4. 住民票の写し(発行日より6ヶ月以内)	3. 標識交付を受けた場合は、 標識(原本)
<p>紛失指定証(標識)を発見した 場合は、5日以内に返納</p>				